

危険なコンクリートブロック塀等の 除却に要する費用の一部を補助します



市では、地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊等による被害を防止するため、道路に面する危険なコンクリートブロック塀等を除却に要する費用の一部を補助します。

1. 補助の対象になるコンクリートブロック塀等

補助の対象となるコンクリートブロック塀等は、以下のすべてに該当するものです。ただし、建築基準法第3章の規定に適合しているものに限りです。

- (1) コンクリートブロック、石材等を用いて築造された塀及び門柱で、道路に面するもの（これらの下部に設置された基礎及び擁壁を含む。）
- (2) 道路からの高さが概ね 1.2 メートルを超えかつ道路境界線までの水平距離以上のもの
- (3) 事前相談の結果、危険と判定されたもの

2. 補助の対象になる方

以下のすべての要件を満たす方です。

- (1) 補助の対象となるコンクリートブロック塀等を所有し、又は管理している個人であること
- (2) 市町村税（特別区税を含む。）を滞納していないこと

3. 補助の対象になる工事の内容

補助の対象になる工事の内容は、以下の通りで、土地又は建物の売買を目的とする行為に付随して行うものを除きます。

- (1) 補助の対象になるコンクリートブロック塀等をすべて除却するもの
- (2) 補助の対象になるコンクリートブロック塀等の一部を除却し、道路からの高さを概ね 0.6 メートル以下とするもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

4. 補助の対象になる経費

補助の対象になる工事に要する経費の合計額になります。ただし、補助の対象になるコンクリートブロック塀等の長さ 1 メートルあたり 2 万円を限度とします。

5. 補助金の額

補助の対象になる経費の 2 分の 1（千円未満は切り捨て）で、上限は 10 万円となります。

補助金の交付を受けるためには、工事の契約をする前に手続きが必要です！

お問合せ先 白井市 都市建設部 建築宅地課 建築班
電話 047-492-1111（内線 3714・3715）

白井市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金の申請手続き

